

市道西之山加古線改築工事(兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで)事業認定に係る公聴会における意見及び答弁の要旨

期日:平成25年7月25日(木)18時30分～19時20分

場所:加古川市神野町西条1519-2 加古川市立加古川北公民館

意見の項目	公述人の意見の要旨	起業者の答弁
用地交渉、収用手続について	<p>兵庫県住宅供給公社(以下公社という。)との間に、土地を分譲住宅用地として公社に売るという確認書を交わしているが、その後社会状況等の変化によって事業が変更され、買収が止まってしまった。そのような経緯があり、任意による買収ができるのに、収用することであるが、今後交渉はどのように進めるつもりか。任意の交渉を努力してほしい。</p>	<p>今後も任意の交渉は継続するが、確認書にある西之山加古線の事業用地以外の土地についても話をされるので、解決の目処が立たず、収用も見据えている。</p>
	<p>最終的に収用するという発案をしたのは加古川市か。</p>	<p>公社、兵庫県病院局と協議のうえ、結論した。</p>
	<p>土地を一部収用されると公社との確認書の義務を履行できなくなる。</p>	<p>(事業認定にあたって考慮すべき内容ではない)</p>
事業の経緯について	<p>平成22年3月に西之山加古線を暫定形で受け取った後、加古川市としてどのようなことをしたか。</p>	<p>西之山加古線については、加古川医療センター整備事業において兵庫県病院局から道路法第24条の申請が加古川市に出され、兵庫県病院局が道路管理者に代わって拡幅工事を行った経緯がある。平成22年3月に引渡しを受け、同年6月に市道の区域変更の告示を行っている。加古川市としては、道路管理者として、利用者の利便性、安全性を確保する責務があると考えており、拡幅工事を完了させるため事業認定手続を行っていく必要があると判断している。</p>
交通事故の内容について	<p>平成19年から3件の事故が発生しているとのことだが、どこでどのような事故が起こったのか。</p>	<p>資料を持ち合わせていない。後日資料を提出する。(7月26日資料提出)</p>
事業の完成時期について	<p>平成25年度の完成というのはいつの時点で決まったのか。</p>	<p>東播磨南北道路の完成により交通量が増加することが予測されるため、東播磨南北道路の完成がみえてきた時点からである。</p>
	<p>東播磨南北道路の完成の時期が、当初平成23年と言っていたのが、延びたようであるが。</p>	<p>平成23年度完成という時期もあったかと思うが、工事の進捗に関わることなので、25年度に計画変更ということはあったと思う。西之山加古線については、加古川医療センターランプがハーフランプからフルランプに計画変更になり、交通量の増加が見込まれたため、東播磨南北道路の完成にあわせて道路幅員の拡幅が必要となった。</p>
事業の必要性について	<p>重病人の搬送のために必要だという説明も聞いており、どうしても拡幅しないといけないということは認識している。</p>	